# 九　栄光時計㈱に対する件（違反法条　景表法三条に基づく事業者制限告示一項）

昭和五一年（判）第七号

審　決

大阪市東区博労町五丁目三六番地
被審人　栄光時計株式会社
右代表者　代表取締役　小谷稔
右代理人被審人会社取締役　小谷年司
同　弁護士　阪本政敬
同　同　北尻得五郎
同　同　松本晶行
同　同　池上健治
同　同　松本研三

公正取引委員会は、右被審人に対する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）違反事件について、公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第六六条の規定により審判官野口哲人から提出された事件記録及び規則第六八条の規定により被審人から提出された異議の申立書に基づいて別紙審決案を調査し、次のとおり審決する。

主　文

一　被審人は、時計の小売業者を対象に、「七五年栄光ツアー・バアゼル・フェアを見よう！ヨーロッパ旅行」と称する旅行の企画に基づいて行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨を速やかに公示するとともに、その取引先である小売

業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　被審人は、今後一年間、時計の小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　被審人は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

理　由

一　当委員会の認定した事実、証拠及び被審人の主張に対する判断は、いずれも別紙審決案と同一であるから、これを引用する。

二　右の事実によれば、被審人の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

三　よって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五四条第一項、景品表示法第七条第二項及び規則第六九条第一項の規定により、主文のとおり審決する。

昭和五二年一〇月二四日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

別紙

昭和五一年（判）第七号

# 審決案

大阪市東区博労町五丁目三六番地
被審人　栄光時計株式会社
右代表者、代表取締役　小谷稔
右代理人被審人会社取締役　小谷年司
同　弁護士　阪本政敬
同　同　北尻得五郎
同　同　松本晶行
同　同　池上健治
同　同　松本研三

右被審人に対する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）違反事件について、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第五一条の二及び公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第二六条の規定により、担当審判官に指定された本職は、審判の結果、次のような審決をすることが適当であると考え、規則第六六条及び第六七条の規定により、本審決案を作成する。

主文

一　被審人は、時計の小売業者を対象に、「七五年栄光ツアー・バアゼル・フェアを見よう／ヨーロッパ旅行」と称する旅行の企画に基づいて行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨を速やかに公示するとともに、その取引先である小売

業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　被審人は、今後一年間、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　被審人は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

理　由

第一　事　実

一　被審人は、肩書地に本店を置き、時計、宝石及び貴金属の卸売業を営む事業者であり、輸入時計「ロンジン」を販売している。

二(一)　被審人は、同社の直接販売先である時計の小売業者を対象として、「七五年栄光ツアー・バアゼル・フェアを見よう／ヨーロッパ旅行」と称する旅行を行うことを企画し、小売業者がこの旅行に参加するに当たっては、①参加費用四〇万円を支払う、②参加する小売業者が昭和五〇年一年間に「ロンジン」を二四〇万円仕入れた場合には、その一か月後に現金二〇万円を返済する、つまり被審人が旅行費用の半額を負担するものである旨を通知し、右旅行の参加者を募り、同年四月一九日から同月二八日までの一〇日間右旅行を実施した。

(二)　被審人は、前記(一)記載の企画に基づき、右旅行参加小売業者のうち、「ロンジン」の購入額が二四〇万円に達した者に対し、一名につき二〇万円を提供した。

(三)　しかるに、被審人が相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は年一〇万円までであるから、被審人の提供した前記景品類である二〇万円の価額はこの制限をこえるものである。

第二　証　拠

第一事実の一は、

査第一号証ないし三号証

同二(一)の事実は、

一　査第二号証、査第四号証ないし六号証

一　参考人小谷年司、同岩橋信次及び同辻野利夫の第三回審判、同大久保元章の第四回審判並びに同生駒一夫の第五回審判における各陳述

一　査第七号証、査第八号証、査第一〇号証及び査第一四号証ないし一六号証の各供述調書の記載

一　査第一二号証の供述聴取報告書の記載

同二(二)の事実は、

一　参考人小谷年司の第三回審判及び同生駒一夫の第五回審判における各陳述

一　査第七号証、査第一〇号証、査第一一号証及び査第一四号証ないし一六号証の各供述調書の記載

を総合していずれもこれを認めることができる。

第三　被審人の主張の要旨と審判官の判断

一　被審人の主張の要旨

被審人は、本件二〇万円の供与について、

(一)　本件旅行について実際に要した費用は、全額、旅行参加者が負担しており、被審人が本件二〇万円の供与により、その一部を負担したものではない

(二)　被審人と旅行参加者は、「とりきめ」と題する契約書により明白なように、本件二〇万円を値引勘定として授受するということで合意しており、また、経理上も値引処理しているから、本件二〇万円は、「ロンジン」二四〇万円仕入れ達成に対する値引であるので、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項に規定する「景品類の提供」には該当しない旨主張する。

二　右主張に対する判断

(一) 被審人の主張する右(一)について検討するに、

イ　本件旅行は、被審人が同旅行への「御参加条件」として定めた「ロンジン」二四〇万円の購入達成の期限（昭和五〇年一二月末日）の終了に先立って実施されたものであって、旅行実施当時においては、本件旅行に参加する取引先が右参加条件を達成しうるかどうか未確定であるという状況の下において、被審人は、取引先多数に対し、「1.昭和五〇年一年間にロンジン二四〇万円のお買上をお願い致します。2.お申し込み時に御参加費用として四〇万円を申し受けます。3.お買上額が満額に達しましたら、その一月後に二〇万円を現金にて御返済致します。つまり当社が旅行費用の半額を負担する事となります。」と記載した案内状を配布する等の方法により本件旅行への参加を勧誘したものであって、右の行為は、「ロンジン」を二四〇万円購入すれば、本件旅行に実質的に旅行費用の半額の負担で参加できる旨を通知して顧客を誘引したものであると認められる。

ロ　また、本件企画の立案者である参考人小谷年司は、本件二〇万円供与の目的について、「本件旅行に参加する取引先の経済的負担を軽減する方法として企画した」旨陳述している。

これらの点を総合して判断すれば、被審人が取引先多数に対し、本件二〇万円を旅費の半額返還の趣旨で提供して顧客を誘引したものであると認められる。

(二) 次に、被審人の主張する右(二)について検討するに、

イ　前記案内状は、前記のとおり、本件二〇万円を旅費の半額返還の趣旨で提供する旨通知したものと認められるところ、右「とりきめ」は、これを変更したものではなく、単に、本件二〇万円供与の方法について、旅行参加者が「値引勘定として受けとる」ことを確認したにすぎないものと認められる。

このことは、前記参考人小谷年司が右「とりきめ」を締結した理由について、「旅費を半額で行けるというのなら二〇万円しか払わないという人が出てくると思う。このようなトラブルが起るので、旅費の半額（負担）はパンフレットには書いたけれども実際には値引でいきますよ、それでよいかという確認のため作った」旨の陳述をしていること及び右「とりきめ」は、旅行参加者の一部と取り交わされたものにすぎないことからも明らかである。

ロ　時計業界において卸売業者の小売業者に対する値引は、輸入時計の場合、通常、卸売価格の一割程度を毎月の販売の都度、請求金額から控除してなされており、被審人も右のような値引を行ってきたところ、本件二〇万円は、「ロンジン」について通常の値引とは別に、取引外の要素である旅行参加者に限定して供与したものであり、しかも取引先の昭和五〇年一年間の「ロンジン」の購入累積額にかかわりなく一律に、二四〇万円の購入達成の一月後に二〇万円を供与するものであったことからすれば、本件二〇万円の供与は、値引の慣行にも、また、被審人自身の従来の値引のしかたにも従って行われたものではない（これらの点は、参考人小谷年司の第三回審判における陳述及び査第一三号証の供述聴取報告書の記載その他の証拠によって認めることができる。）。

これらの点を総合して判断すれば、本件二〇万円は、売買代金の一部として取引の本来の内容をなす経済上の利益と認められるものではなく、「ロンジン」の販売促進のため同取引に附随して提供された経済上の利益であると認められる。

景品表示法においては、正常な商慣習に照らして値引と認められる経済上の利益は景品類に当たらない（昭和三七年公正取引委員会告示第三号）のであるが、本件二〇万円が正常な商慣習に照らして値引と認められる経済上の利益に該当するか否かについては、本件「ロンジン」の取引内容及び本件企画内容等を勘案し、公正な競争秩序維持の観点から判断すべきものと解するのが相当であるところ、本件二〇万円は、前記認定のとおり「ロンジン」の取引に附随して、本件旅行費用の半額返還の趣旨で提供された顧客誘引手段であって、不当顧客誘引性が認められる以上、正常な商慣習に照らして値引とは到底認められないものである。

以上のとおりであるから、被審人の主張は、これを採用することができない。

第四　法令の適用

前記事実によれば、被審人の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、独占禁止法第五四条第一項及び景品表示法第七条第二項の規定により、主文のとおり審決することが相当であると考える。

昭和五二年八月三〇日

公正取引委員会事務局

審判官　野口哲人

昭和五一年（判）第七号

審判開始決定書

大阪市東区博労町五丁目三六番地

被審人　栄光時計株式会社

右代表者　代表取締役　小谷稔

公正取引委員会は、右の者から、昭和五一年（排）第二号について、昭和五一年二月二七日、不当景品類及び不当表示防止法第八条第一項の規定に基づき、審判手続の開始の請求があったので、同条第二項の規定により、右の者に対する審判手続を開始する。

第一　事実

一　被審人栄光時計株式会社（以下「栄光時計」という。）は、肩書地に本店を置き、時計、宝石及び貴金属の卸売業を営む事業者であり、輸入時計「ロンジン」を販売している。

二(一)　栄光時計は、同社の直接販売先である時計の小売業者を対象として、「七五年栄光ツアー・バアゼル・フェアを見よう／ヨーロッパ旅行」と称する旅行を行うことを企画し、小売業者がこの旅行に参加するに当っては、①参加費用四〇万円を支払う②参加する小売業者が昭和五〇年一年間に「ロンジン」を二四〇万円仕入れた場合には、その一か月後に現金二〇万円を返済する、つまり栄光時計が旅行費用の半額を負担するものである旨を通知し、右旅行の参加者を募り、同年四月一九日から二八日の一〇日間右旅行を実施した。

(二)　栄光時計は、前記(一)記載の企画に基づき、右旅行参加小売業者のうち、「ロンジン」の購入額が二四〇万円に達した者に対し、一名につき二〇万円を提供した。

三　しかるに、栄光時計が相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は年一〇万円までであるから、同社の提供した前記景品類の価額はこの制限をこえるものである。

第二　法令の適用

前記事実によれば、栄光時計の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

昭和五一年四月二八日

公正取引委員会

委員長　澤田悌

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹